

一宮町木材利用促進方針

(目的)

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成 23 年 3 月 31 日付け森第 2205 号策定、令和 5 年 3 月 31 日付け森第 3018 号一部改正）に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定め、地域産材を利用した木造化等を推進することにより、一宮町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに寄与し、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表 1 に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。（大規模改修を含む）
- (3) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する、道路、水路、公園等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋根等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、県内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第 3 町は、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する町有施設及び町施工土木工事における地域産材の利用に努める。また、森林資源の有効活用のため、木質バイオマスエネルギーの利用に努める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第 4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造物とすることが

求められていない低層の公共建築物は原則として木造化を図るものとする。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 町有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分について、極力木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、可能な限り地域産材を使用する。

(町施工土木工事等の木材利用)

第5 町の実施する土木工事においては、間伐材等地域産材及び木製品の使用に努める。

(町有施設の備品及び消耗品)

第6 町有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、木材を用いた製品の使用に努める。

(町有施設の暖房器具等)

第7 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

(PR及び普及)

第8 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努める。

2 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第9 町は、品質が確保された地域産材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、地域産材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに地域産材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第10 この方針の運用にあたっては、町有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(木造建築物に関する技術普及及び人材育成)

第 11 町は、建築物における木材利用の促進に必要な技術の普及や人材育成に努める。

(住宅における木材の利用の促進)

第 12 町は、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報提供に努める。

(建築物木材利用促進協定の周知及び活用)

第 13 町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、周知に努める。

また、協定締結の申出があった場合、応否の判断を行うとともに、協定締結後に協定に基づき取組を支援することにより、木材利用の促進に努める。

(適用)

第14 この方針は、令和8年1月14日から適用する。

別表 1 木材利用を促進すべき公共建築物

種類	具体的事例
学校	校舎、体育館、部室棟等の付帯施設等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設等
病院・診療所	病院・診療所
運動施設	体育館、武道館、水泳場等
社会教育施設	図書館、公民館等
公営住宅	町営住宅
庁舎	庁舎
その他	公共交通機関の旅客施設、休憩所等

別表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種 類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
学 校	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、体育館、部室棟等
社会福祉施設		居室、娯楽室、リハビリ室、面談室等
病院・診療所		待合室、診察室等
運動施設		体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設		展示室、図書室等
公営住宅		居室等
庁 舎		事務室、応接室等
その他		駅舎の待合せ場所、休憩所、観光案内所等、目に触れる機会が多い部分等